

質疑応答事例（周知）

【質問③】

- ・ 事前連絡なしで、立入調査を行うのは控えて欲しい。
- ・ 急な立入調査は職員の心理負担が大きいため、事前連絡なしの立入調査は事案を踏まえ判断して欲しい。

【回答③】

- ・ 苦情、通報等を踏まえ、事前通告なしに立入調査を実施する場合がありますので、ご協力下さい。
- ・ 事前通告なしの立入調査は事案を踏まえ検討いたします。

【質問④】

- ・ 立入調査時に確認する書類は、事前に提示して欲しい。（事前に案内のない書類開示を求められたため）

【回答④】

- ・ 立入調査時の書類、対応状況を踏まえ、追加書類を求める場合があります。

【質問⑤】

- ・ 定員を変更したが、変更届出を提出する必要がありますか。

【回答⑤】

- ・ 単に定員を変更するだけであれば不要です（保育室の縮小により定員を変更する場合は、構造等の変更で届出が必要。）。

41

質疑応答事例（周知）

質問⑥

認可外保育園で、乳幼児の体重を図る体重計は、計量法に定める2年に1回の定期検査を受ける必要があるか？

回答⑥

施設での測定結果の利用方法を踏まえ、沖縄県計量検定所までお問い合わせください（注1）

再質問⑥-2

仮に定期検査を受検していない場合、指導監督基準違反になるのか。

再質回答⑥-2

仮に計量法に定める定期検査を受検していなかったとしても、それをもって指導監督基準違反とはなりません（注2）

（注1）

保育所等で子どもの体重測定（健康診断）に使用する体重計は、計量法上の「証明」行為に該当するため、検定証印付き（取引・証明用）を使用し、2年に1回の定期検査（都道府県や特定市が実施）の受検が義務付けられています。
※施設において児童の発育のチェックのため使用するだけの体重計であれば不要とされます。体重測定の結果の利用用法によっては、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

（注2）

ただし、認可外保育施設は、児童福祉法に限らずその他関係法令（労働基準法等）の遵守が求められております。県は、児童福祉法に限らず関係法令の違反が確認（疑い）された場合は、関係機関に情報提供するなどの対応が求められております。

42

＜事案概要＞

認可外保育施設において、乳児が午睡中に昏睡し、救急車で搬送された案件

- ・午睡チェック時、乳児昏睡発覚
- ・心肺蘇生法の実施
- ・救急へ連絡（搬送要請）
- ・保護者へ連絡
- ・救急車で搬送
- ・病院到着

約20分程度

5～6分程度

短時間に
いろいろな対応が
求められる！

病院搬送後、ICUで治療。現在、小児病棟にいてリハビリ中。

【ポイント】

- ・迷ったらすぐ119番（短時間の対応が重要）
- ・定期的な訓練や研修受講が重要（日々の取組みがいざという時のチカラに）
- ・振り返りを忘れずに

良かった点

- ・短時間の間に、応急措置、救急連絡等を実施

日々の取組

- ・毎月の訓練で応急措置、救急への連絡を役割を決めて実施
- ・毎年、救命救急実技講習を受講
- ・スムーズに応急措置対応ができた。

振り返り（今後に向けて）

- ・気が動転して救急隊員への情報伝達等がうまくいかなかった
- ・心肺蘇生法の前に、呼吸、心停止の有無の確認ができればなお良かった（ただし顔色から普段と違うことがはっきり分かったため）
- ・振り返りは、口頭だけでなく、文字化することで、共有及び新たな気づきにつながる

43

苦情・通報・事故等（周知）

【苦情・通報・相談】

- ・お便り帳の内容がマイナスなコメントが多く、自分の子どもが先生や他の児童に迷惑をかけているように読めるため、心が痛い
- ・施設にエアコンが設置されておらず、熱中症にならないか不安である
- ・施設に対して、監視カメラを設置するよう指導して欲しい
- ・児童に対して、「あなたはダメな子」「あかちゃんみたい」「なんでできないの」と言葉の暴力がすごい
- ・言うことの聞かない園児が保育室外にだされる（前後の事情や背景を知らず誤解されるケースもある）
- ・担任の先生の体調不良に関する対応や聞取りがきつく、ダメ親と言われているようで精神的につらい
- ・施設から、保護者に対して「（薬を飲ませ忘れることに関して）虐待にあたる」との発言により精神的苦痛を受けた
- ・子ども同士が接触しケガしたことについて、施設から保護者に対して（降園時）に申し送りがなく、その後の保護者に対する説明が2転3転したことにより、保護者トラブルに発展した。
- ・二日酔い（お酒が残った状態）で保育している
- ・おむつ交換の回数が少ない。使用済みおむつに汚物がそのまま返却される。
- ・食事を無理やり食べさせている。食事を全て混ぜて提供している。椅子に固定して食事提供をしている
- ・施設入口に「こども飛び出し注意」の看板があるが、施設入口に柵や門扉がなく不安である
- ・開園日・時間帯がパンフレット等と異なる。パンフに掲載された教育プログラムが実施されていない
- ・施設利用にあたり送迎サービスをお願いしたが、その際保育従事者の子供が同乗していたが、公私混同ではないか
- ・施設の送迎サービス時に交通事故にあったが、病院受診に係る保険の説明がなかった
- ・保育従事者の自分の子供（未入所）を園に連れてきて看病している。
- ・県の立入調査員が上から目線の声掛けがあった。

県や市町村に対して、施設に関する苦情・通報等が寄せられております。巡回訪問で、苦情等の一部は事実であることが確認されております。説明が不十分などの理由によりトラブルに発展した事例もあります。

【事故】

- ・幼児抜け出し事案。点呼の際に児童がいなかったことが判明し、園内を確認したが見当たらず、園外を捜索したところ通行人が幼児を保護しているのを確認された。（出入り口の施錠忘れ又は他クラス幼児の出入りに紛れて外に出た恐れ）
- ・施設で起きた事故に対して、県はどのような指導を行ったのか。

44

沖縄県認可外保育施設関係ホームページのご案内

沖縄県子育て支援課お問い合わせ先（認可外保育施設関係）

参考資料集

45

沖縄県における認可外保育施設の状況

施設

児童数

令和6年度

401か所

7,055人

令和7年度

445か所

6,059人

差

+ 44か所

996人

利用児童数は
直近1年で約1千名減

【施設増減理由】

・ 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の増加

【児童増減理由】

・ 待機児童の減少
・ 認可保育園の充実
・ 出生数、特殊出生率の減少

ここ10年で児童数の減少傾向が加速している

施設

児童数

平成17年度	492か所	19,947人
平成22年度	431か所	17,102人
平成27年度	428か所	16,323人
令和2年度	390か所	8,993人
<u>令和7年度</u>	<u>445か所</u>	<u>6,059人</u>

ほぼ横ばい

減少傾向

※届出対象施設の拡大
・H27居宅訪問型が届出対象
・H31全ての事業所内保育施設が届出対象

・待機児童の減少
・認可保育園の充実
・出生数、特殊出生率の減少

47

認可園と認可外の施設数及び入所児童推移

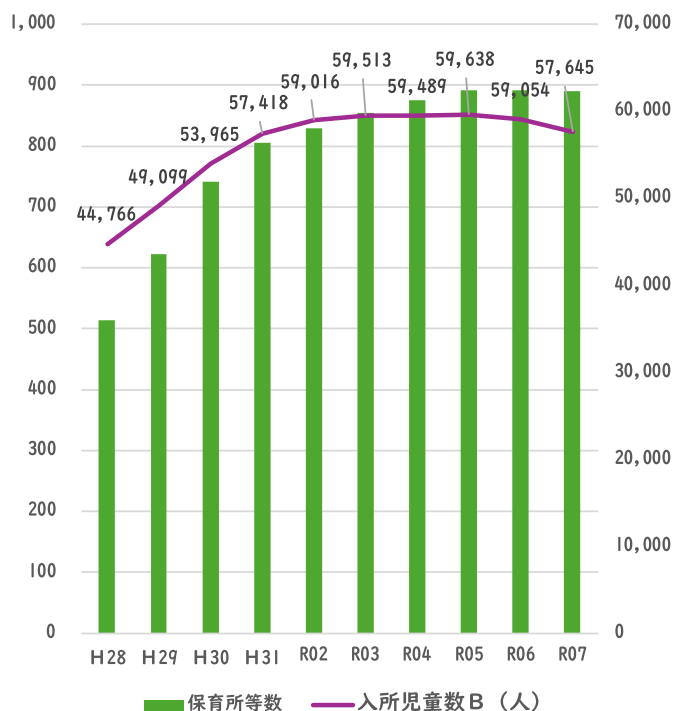
【施設数】

認可園推移

【入所児童数】 【施設数】

認可外推移

【入所児童数】

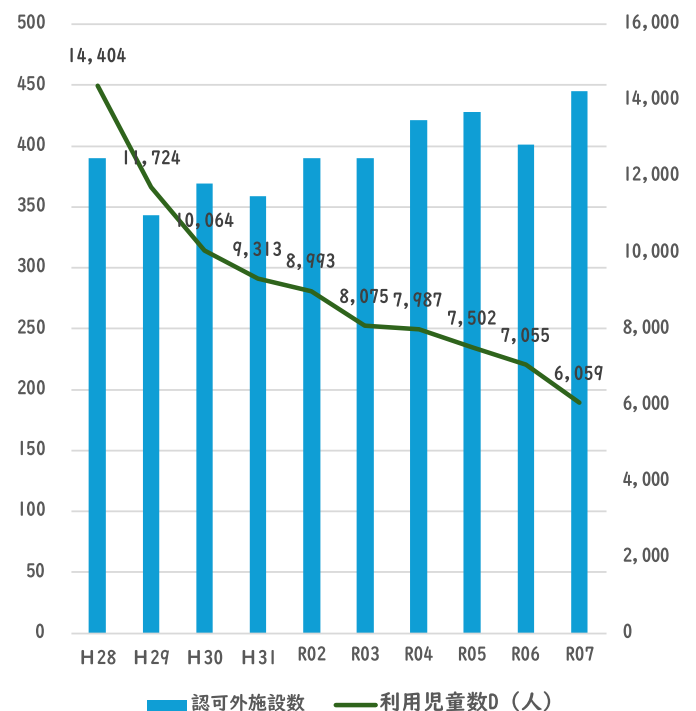


<施設数>

・H28年度からR5にかけて増加、それ以降横ばい

<入所児童数>

・H28年度からR2年度まで増加し、以後ほぼ横ばい



<施設数>

・年度によって、ばらつきは見られるが基本的には増加傾向

<入所児童数>

・H28年度以降減少しておりR7はH28と比較すると半数以下

48

利用者様向け・一般向け

- ・認可外保育施設の選び方
- ・認可外保育施設の情報

認可外保育施設関係の
ホームページはコチラから→



事業者様向け

※一部準備中の項目がございます。 今後、随時、更新してまいります。

・ 開設をお考えの方へ

・ 届出関係（設置・変更等）

・ 報告関係（運営・事故報告等）

・ 立入調査関係

・ 研修関係

・ 補助金関係

・ 制度関係（法令・通知等）

・ その他

届出・報告が必要な場合の解説や、届出等の様式、研修の案内等を掲載しております。

49

沖縄県子育て支援課お問い合わせ先（認可外保育施設関係）

連絡先

沖縄県こども未来部
子育て支援課 保育指導班
（認可外保育施設担当まで）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2457

Fax：098-866-2433

代表アドレス：aa031305@pref.okinawa.lg.jp

Contact address

Child Care Support Division
Department of Child Care
OKINAWA PREFECTURAL
GOVERNMENT

3th Floor, 1-2-2 Izumizaki,
Naha City Okinawa 900-8570 JAPAN

TEL：+81-(0)98-866-2457

Fax：098-866-2433

E-mail：aa031305@pref.okinawa.lg.jp

メールはコチラから→



←Please email me here

【保育所保育指針】



保育所保育指針

保育の基本となる考え方や保育内容などに関する指針



保育所保育指針解説

【いろいろ】



送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて



こどもの不慮の事故を防ぐための啓発資料等リンク集



労働安全基準法に基づく健康診断について



「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」手引き



障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（考え方・解説）

51

【各種ガイドライン】



教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）



乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版) →



児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和7年9月） →



保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改定）



保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

52

おしまい

保育施設の運営は、子どもの命を預かる大変責任の重い仕事です。

認可外保育施設指導監督基準は、安全確保等の観点から定められたものであり施設の責任において遵守する必要があります。

施設の皆様におかれましては、基準の遵守にとどまらず常に運営状況の見直しや正しい情報の収集に努め保育環境の改善を図って頂くようお願いします。



沖縄県子育て支援課HP
認可外保育施設関係



こども家庭庁HP
認可外保育施設関係

末尾